

スマート窓口に向けた区役所等窓口業務BPR支援業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年6月20日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。現在、有資格者名簿に登載のない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 令和2年4月1日以降、政令指定都市の窓口業務を対象にした BPR の実績があること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年7月11日（金曜日）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年7月1日（火曜日）午後3時まで（必着）
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年7月3日（木曜日）午後5時15分までに岡山市ホームページ上に掲載
企画提案書の提出期限	令和7年7月11日（金曜日）正午まで（必着）
ヒアリングの実施	令和7年7月16日（水曜日）または令和7年7月17日（木曜日）（予定）
審査結果の通知	令和7年7月22日（火曜日）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

質問書（様式4）に質問事項を記載したものを添付の上、電子メールで、件名を「【企画競争質問】スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託」として、下記メールアドレス宛てに送信すること。

提出期限は、令和7年7月1日（火曜日）午後3時まで（必着）とします。

電子メール：ict@city.okayama.lg.jp

送信後は必ず電話により受信の確認をしてください。（直通：086-803-1047）

（2）回答方法

令和7年7月3日（木曜日）午後5時15分までに岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市政策局政策部デジタル推進課に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、表面に「スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託 企画提案書在中」と朱書してください。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②企画提案書（様式は自由。ただし表紙として様式2を使用すること。）

・原則としてA4版、縦書き・横書き、長辺綴じ・両面印刷とします。ただし、説明のためやむを得ない場合、A3版横折に一部変更することは差し支えありません。

ん。

- ・各ページの下部中央にページ番号を印字してください。
- ・必要に応じて、別紙の添付により記載してください。
- ・別紙2「スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託評価基準」の「提案書記載内容等」に掲げる項目については、必ず文章又は図表等で提案してください。

③見積書（様式3）

見積書記載金額にあたっては、本業務の総額の本体価格（税抜）を記入してください。

なお、見積内容については、人件費、諸経費等の積算内訳・根拠がわかるよう詳細を別紙（任意様式）で提出してください。

④有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別表1）

※④の指定様式は、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞入札参加資格審査申請＞2．新規申請［入札参加資格審査申請］＞要項・申請書（役務））からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012511.html>

（3）提出部数

- ・（2）の①～④ 1部（正本）
※社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの
- ・（2）の②及び③ 10部（副本）
※社名、代表者印のないもの

（4）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤企画競争参加申込書の提出後の辞退については、参加辞退届（様式5）を令和7年7月14日（月曜日）午後5時15分までにデジタル推進課に持参により提出すること。提出期日以降の参加辞退届は受け付けません。

8 特定方法等

（1）審査体制

スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（2）審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。

②委員会は、評価基準をもとに委員1名あたり100点満点で審査し、各委員の合計

得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（３）ヒアリングの実施

提案について以下のとおりヒアリングを実施します。

ア 出席者は１提案者につき３名以内とします。

イ 発表者は本案件の主担当者自身が行ってください。

ウ 使用できる資料は、本市に提出した企画提案書（副本）又は同副本を編集（再構成・抜粋）したものに限り、資料の追加は認められません。

エ 説明用のパソコン及びその他必要な備品は各自で準備してください。なお、モニター（HDMI 端子）及び電源は本市において準備します。

オ 発表時間は２０分以内（パソコンの設定時間を除く。）とし、その後委員会の委員が質問を行います。

カ 詳細な日時、場所については決定次第通知します。

（４）評価基準

別紙２「スマート窓口に向けた区役所等窓口業務 BPR 支援業務委託評価基準」のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

①「３ 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

９ 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

１０ その他留意事項

（１）提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

- (2) 提出された提案書等は、選定以外に使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却しません。返却が必要な場合は、結果通知発行日から 14 日以内に電子メールにて以下、問い合わせ先までご連絡ください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) この企画競争は、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部デジタル推進課（岡山市役所本庁舎 4 階）

担当：吉田、久富、安達

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：（086）803-1047

電子メール：ict@city.okayama.lg.jp